



産前産後期間の国民健康保険料が減額されます！

軽減制度の内容

世帯の中に藤沢市の国民健康保険に加入している出産予定または出産した方がいる場合、届出をすると出産前後の一定期間の保険料が減額されます。

対象となる方

- 藤沢市の国民健康保険に加入している方
- 出産予定、または2023年11月1日以降に出産した方
※出産とは、妊娠85日以上分娩（死産、流産、早産、人工中絶を含む）をいいます。

対象期間

- 出産予定月または出産月の前月から4か月間
（多胎妊娠の場合は出産予定月または出産月の3か月前から6か月間）
例：2025年5月単胎出産の場合は、4～7月の4か月間が軽減対象期間
※2024年1月以降に対する期間のみが減額の対象となります（2024年1月に施行された軽減制度のため）
※当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降、保険料の減額はできませんので、対象となる方はお早めに届出をしてください。

対象額

- 対象となる方の軽減対象期間に係る所得割および均等割の全額

必要書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届出書（※1）
- ② 母子健康手帳等出産予定日または出産日が確認できるもの（※2）
- ③ マイナンバーカード等個人番号が確認できるもの（※3）
 - （※1） 保険年金課および各市民センター（藤沢・村岡を除く）に設置、藤沢市ホームページからもダウンロードできます。
 - （※2） 出産前に手続きする方は出産予定日の記載がされているもの、出産後に手続きする方は医師または市町村の証明があるものが必要です。
 - （※3） 個人番号の提出が困難な場合は保険年金課にてお調べすることも可能です。その際は未記入のままご提出ください。



届出方法

- 届出書等を保険年金課または各市民センター（藤沢・村岡を除く）へ提出してください。
※出産予定日の6か月前から届出ができます。また、下記郵送先へ郵送での届出も可能です。
※未届であっても、藤沢市保険年金課に出産育児一時金の請求申請（医療機関の代理申請を含む）をした場合は、軽減を自動的に適用する場合があります。
- 電子申請も可能です！ぜひご利用ください。
※詳細は下記二次元コードより、「5.届出について」電子申請の場合から申請ができます。

産前産後の軽減制度についての詳細は右記二次元コードからご確認いただけます！
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/honen/kurashi/hoken/kokuho/hokenryo/kesan/sa-nnzennsanngoikeigenseido.html>



【問い合わせ・郵送先】

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所保険年金課 国保調査担当
電話：0466-50-3574（直通） 受付時間：平日午前8時30分～午後5時